

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（時間外手当・旅費特集号） 2025年7月18日 NO. 737

労働時間は1日7時間45分、1週38時間 45分が原則 事務職員に超過勤務を命ずる ためには労使間で36協定の締結が必要

労働時間の上限は、労働基準法によって1日8時間・1週40時間と決められています（勤務時間条例では1日7時間45分、1週38時間45分）。しかし、原則の例外として、3つの超過勤務を認めています。1つには、非常時によるもの、2つには公務のための臨時の必要によるもの、3つには労使協定（36協定）によるものです。そのうち、36協定には、労使協定の締結とそれの労働基準監督署への届け出が必要とされています。さらに、36協定の限度時間の基準として、1カ月で45時間、1年で360時間を超えてはいけません。学校では、区市教育委員会が限度の基準を示し、学校ごとに36協定が締結されています。

令和7年度 普通旅費・時間外勤務手当年間 目途方針

【時間外勤務手当】

算定基礎 小学校 5月1日現給（給料+諸手当）×12月×2、18%相当の年間目途額
中学校 5月1日現給（給料+諸手当）×12月×2、20%相当の年間目途額

当初予算の状況

小学校	158,826（千円）	対前年度増減率	+2.7%
中学校	77,324（千円）	〃	+2.7%

【普通旅費】

教職員当たり経費については、5月1日現在の現員を対象に算出している。

小学校	595,935（千円）	対前年度増減率	+10.3%
中学校	670,594（千円）	〃	+15.0%

超過勤務手当の支給に関する質問と回答

質問1. 超過勤務の実態（地区や学校、経験年数などによって異なる実態がある）を踏まえ、必要な超過勤務手当財源を確保し、超過勤務を行なった場合は、全額手当が支給されるべきと考えるが、どうか。

回答. 超過勤務手当に関しては、各地区からの実績申請に基づき、必要な財源を確保している。

質問2. 超過勤務における事前命令・事後確認の原則は、必ずしも学校の実態に合っていない。学校の実態として、事後になることが多いです。事後承認でも、やむを得ないと考えるが、どうか。

回答. 知事部局を含めて、超過勤務は事前命令・事後確認で実施している。

質問3. 学校配当の年間目途額を超える場合は、地教委で調整してもらおう必要があると考えるが、どうか（地区によっては毎月調査をし、増減を把握しているなど、学校間の調整を行っている）。学校間調整も、増額申請もしないで、予算がないという理由で、手当を支給しないというようなことが、あってはいけないと考えるが、どうか。

回 答. お見込みのとおり。

質問4. 地教委で学校間の調整をしても無理な場合、都教委に増額申請をすることになると考えるが、どうか。

回 答. お見込みのとおり。

質問5. 年間目途額の配当について、学校に配当をするか、区教委でプールするかどうかについては、地教委の判断によるべきものと考えているが、どうか。

回 答. お見込みのとおり。

質問6. 学校ごとの年間配当額を超えないよう、地教委が学校長に「指導」しているようだが、やむを得ずに年間配当額を超えるようなことがあっても、全額を支給するべきで、「不払い残業」はあってはならないと考えるが、どうか。

回 答. お見込みのとおり。

質問7. 事務職員の超過勤務を拒んだり、超過勤務手当の請求を拒んだりする事例があるが、このようなことがないよう地教委や学校長を指導すること。都教委は、地教委をどのように「指導」しているのか。あるいは、都教委は、予算を配当しているだけで、学校長への「指導」は、地教委に任せているのか。

回 答. 回答12のとおり。

質問8. 業務は、勤務時間内で処理できる範囲内で行われることが原則で、超過勤務が命じられるのは、労働組合等との書面協定（36協定）がある場合に限定されるべきものと考えているが、どうか。

回 答. 労働基準法上、労働組合等との書面による協定（36協定）がある場合のほか、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合に認められている。

質問9. 超過勤務を行なった場合は、当然にも超過勤務手当が支給されるべきと考えるが、どうか。

回 答. お見込みのとおり。

質問10. 36協定の上限（月45時間、1年360時間の範囲以内で各地区で設定）を超えて超過勤務をする場合もある。その場合は、上限設定を見直すか、または上限設定の範囲内になるよう業務を見直す必要があると考えるが、どうか。

回 答. 36協定の上限については、公務運営上、緊急性・切迫性の高い業務等に支障を来さないという観点を踏まえて設定している。

質問11. 超過勤務を命ずる場合は、36協定の締結が必要だが、地教委によって上限の時間設定が異なっているのが実態である。都教委としては、地教委の実態を把握しているのかどうか。例えば、36協定を締結していない地教委があるかどうかなど、実態を把握しているのか、どうか。

回 答. 各区市町村が36協定を締結しているかどうかについては把握している。

質問12. 事務職員の超過勤務を拒んだり、超過勤務手当の請求を拒んだりする事例があるが、このようなことがないよう地教委や学校長を指導すること。都教委は、地教委をどのように「指導」しているのか。あるいは、都教委は、予算を配当しているだけで、学校長への「指導」は、地教委に任せているのか。

回 答. 区市町村立学校職員の服務監督については、区市町村教育委員会が所管している。